

新	旧
第1章～第3章 （略） 第4章 空き家再生等推進事業 第11 空き家再生等推進事業 <u>1 空き家再生等推進事業の施行者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）に定められた同条第2項第1号の空家等に関する対策の対象とする地区において、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行うことができる。</u> <u>2 前項のほか、</u>空き家再生等推進事業の施行者は、次の各号に掲げる事業内容に応じ、当該各号に定める区域において、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資するため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行うことができる。 一 不良住宅、空き家住宅 又は空き建築物の除却を行う事業 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画若しくは都市再生整備計画に定められた区域又は立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合はその区域外で不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域 二 空き家住宅又は空き建築物の活用を行う事業 次の各号のいずれかに掲げる区域とする。 イ 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に規定する過疎地域をいう。） ロ 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅又は空き建築物の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画又は都市再生整備計画に定められた区域（立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合はその区域内に限る。） 3・4 （略） 第5章 第12 国の補助又は交付 1 （略） 2 国は、空き家再生等推進事業の施行者に対し、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の一部を補助又は交付することができる。<u>ただし、市町村が施行する空き家再生等推進事業（空き家住宅又は空き建築物に係るものに限る。）に係る第一号及び第二号に定める費用については、空家等対策計画に基づいて行われる場合に限る。</u> 一 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却費用 二 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う者に対し除却工事等に要する経費について補助する費用	第1章～第3章 （略） 第4章 空き家再生等推進事業 第11 空き家再生等推進事業 <u>（新 設）</u> 1 空き家再生等推進事業の施行者は、次の各号に掲げる事業内容に応じ、当該各号に定める区域において、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資するため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行うことができる。 一 不良住宅、空き家住宅 又は空き建築物の除却を行う事業 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画若しくは都市再生整備計画に定められた区域又は立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合はその区域外で不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域 二 空き家住宅又は空き建築物の活用を行う事業 次の各号のいずれかに掲げる区域とする。 イ 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に規定する過疎地域をいう。） ロ 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅又は空き建築物の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画又は都市再生整備計画に定められた区域（立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合はその区域内に限る。） 2・3 （略） 第5章 第12 国の補助又は交付 1 （略） 2 国は、空き家再生等推進事業の施行者に対し、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の一部を補助又は交付することができる。 一 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却費用 二 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う者に対し除却工事等に要する経費について補助する費用

三～五 （略） <u>六 空家等対策計画の策定等に必要な不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の実態把握に要する費用</u> <u>3 前項第一号及び第二号に定める費用については、前項ただし書の規定にかかわらず、平成 29 年度までの間に限り、その一部を補助又は交付することができる。</u> <u>4 国は、小規模住宅地区等改良事業の施行者に対して、予算の範囲内において、津波避難施設及び防災関連施設の整備に要する費用の一部を補助又は交付することができる。</u> 第 6 章 （略） （附 則） 附 則 〔平成 9 年 4 月 1 日要綱第 46 号〕 （途中略） <u>附 則 〔平成 27 年 4 月 9 日要綱第 4 号〕</u> <u>第 1 施行期日</u> <u>改正後のこの要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。</u> <u>第 2 経過措置</u> <u>この要綱の施行の際現に施行中の旧要綱の規定による空き家再生等推進事業は、従前の事業の規定によるものとする。</u>	三～五 （略） <u>（新 設）</u> <u>（新 設）</u> 3 国は、小規模住宅地区等改良事業の施行者に対して、予算の範囲内において、津波避難施設及び防災関連施設の整備に要する費用の一部を補助又は交付することができる。 第 6 章 （略） （附 則） 附 則 〔平成 9 年 4 月 1 日要綱第 46 号〕 （途中略） 附 則 〔平成 26 年 8 月 1 日要綱第 28 号〕 第 1 施行期日 改正後のこの要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。 第 2 経過措置 この要綱の施行の際現に施行中の旧要綱の規定による空き家再生等推進事業は、従前の事業の規定によるものとする
--	---